

## 愛南町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)に規定する農地利用最適化推進委員を選任(推薦及び募集)する手続き等について、法令又は条例で別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集人数)

第2条 愛南町農業委員会の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)は法第19条の規定に基づき推進委員として選任する方法は次のとおりとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 法人又は団体からの推薦
- (3) 一般募集

2 前項に規定する推薦及び募集する各地域の定数は、次のとおりとする。

地域名	地区の区域	定数
内海地域	全域	1人
御荘地域	御荘菊川	2人
	御荘平山、御荘長洲	1人
	御荘平城、御荘和口	2人
	御荘長月	1人
城辺地域	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人
	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人
	城辺甲、城辺乙	2人
一本松地域	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮪越、古月、久良	1人
	正木、増田、小山、一本松	3人
	中川、広見、満倉、上大道	3人
西海地域	全域	1人

(推薦及び募集の資格)

第3条 推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の愛南町農業委員会(以下「農業委員会」という。)の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、推進委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 町が設置する他の附属機関の委員でない者又は町が設置する他の附属機関

の委員であって兼職が禁止されていない者

(3) 愛南町の職員でない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(推薦手続等)

第4条 推進委員の推薦にあたっては、次の手続を経るものとする。

2 第2条第1項第1号の推薦は、町内農業者等3名以上が署名をもってするものとする。

3 第2条第1項第2号の推薦は、団体や組織の代表者が文書とするものとする。

4 推薦届は、農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届(農業者用)(様式第1号)又は農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届(法人又は団体用)(様式第2号)に必要事項を記入のうえ愛南町農業委員会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(募集手続等)

第5条 推進委員の募集にあたっては、次の方法により、町民及び団体等へ周知をするものとする。

(1) 町の広報等への掲載

(2) 愛南町公告式条例(平成16年愛南町条例第5号)第2条第2項に規定する掲示板(以下「掲示板」という。)への掲示

(3) 町の公式ホームページへの掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法

2 第2条第3号の一般募集に応募する者は、農業委員会農地利用最適化推進委員応募届(様式第3号)に必要事項を記入のうえ会長に提出するものとする。

(推薦及び一般募集の期間)

第6条 第2条に規定する推薦及び一般募集の期間は28日間(末日が、愛南町の休日を定める条例(平成16年条例第4号)第1条に定める休日であるときは、その翌日)とする。

(候補者の評価)

第7条 会長は、第4条及び第5条の規定に基づき推薦を受けた者及び募集に応募した者から推進委員候補者(以下「候補者」という。)を選定するに当たり、選任過程の公平性を確保するため、別に定める愛南町農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に候補者の評価及び意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、農業委員会に意見を

報告することとする。

(推進委員の選任)

第8条 会長は、農業委員会総会における議決によって推進委員を決定したうえで、推進委員を選任し、委嘱状を交付するものとする。

(推進委員の補充)

第9条 会長は、推進委員が罷免、失職及び辞任により欠員が生じたときは、この規則に定める手続きに基づき、速やかに後任の推進委員の補充をしなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。